



2025年3月12日

各位

不動産投資信託証券発行者

日本ロジスティクスファンド投資法人

代表者名 執行役員

鈴木 靖一

(コード番号：8967)

資産運用会社

三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社

代表者名 代表取締役社長

鈴木 靖一

問い合わせ先 財務企画部長 兼 経理部長 宮田 晋太郎

TEL.03-3238-7171

規約の一部変更及び役員選任に関するお知らせ

日本ロジスティクスファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の役員会において、規約の一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり 2025年4月24日開催予定の本投資法人の第15回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせします。なお、下記事項は本投資主総会での承認可決をもって効力を生じます。

記

1. 規約の一部変更の理由及び内容について

変更理由及び変更内容は以下のとおりです。

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）の改正に伴い、関連する規定を変更するものです（変更案第39条第1項関係）。
- (2) 本投資法人は、投資主還元の更なる強化のため、今後、本投資法人が不適切と判断する場合を除き、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う方針とし、また、かかる方針の変更と併せて一時的な利益を超えた金銭の分配を行う場合及びその上限等についても変更し、加えて、本投資法人規約第39条第2号に基づく利益を超えた金銭の分配について、買換特例圧縮積立金、圧縮積立金その他の内部留保が存在する場合には、当該内部留保を全額取り崩す場合の他はこれを行わない旨を明確にするため、利益を超えた金銭の分配方針につき所要の変更を行うものです（変更案第39条第2号関係）。
- (3) 上記(2)の変更を踏まえ、運用報酬2の金額算出の基礎となる予定分配金総額の計算において、当該営業期間に係る利益を超えた金銭の分配として分配する予定の金額を加算するよう、運用報酬2の算出方法について所要の変更を行うものです（現行規約別紙1(2)、変更案別紙1(2)関係）



- (4) 本投資法人は、2025年2月1日を効力発生日として、本投資法人の投資口を1口につき3口の割合をもって分割したことから、運用報酬2の上限料率を現行の0.0009%から0.0027%に変更し、これに伴い運用報酬2に係る調整条項について所要の変更を行うものです。(現行規約別紙1(2)、変更案別紙1(2)関係)。
- (5) その他必要な字句の変更等を行うものです。

(規約一部変更の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員を選任について

提案理由及び提案内容は以下のとおりです。

- (1) 執行役員 鈴木 靖一から、任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、2025年4月24日付で、改めて執行役員1名(候補者:鈴木 靖一)(注1)を選任するものです。
- (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名(候補者:関口 亮太及び吉川 智司)(注2)を選任するものです。
- (3) 監督役員 菊池 由美子から、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出があり、また、監督役員 大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗の3名から、任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、2025年4月24日付で、改めて監督役員3名(候補者:現監督役員である大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗)の選任をお願いするものであります。

(注1) 執行役員候補者の鈴木 靖一は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長です。

(注2) 補欠執行役員候補者の関口 亮太は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役総務部長です。また、補欠執行役員候補者の吉川 智司は、同社の取締役投資運用部長です。

(役員選任の詳細については、添付資料「第15回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

2025年3月12日	投資主総会提出議案の役員会決議
2025年4月4日	投資主総会招集通知の発送(予定)
2025年4月24日	投資主総会開催(予定)

添付資料

第15回投資主総会招集ご通知

以 上

※ 本投資法人のウェブサイト <https://8967.jp/>

(証券コード：8967)
(発信日) 2025年4月4日
(電子提供措置の開始日) 2025年4月2日

投資主各位

東京都千代田区西神田三丁目2番1号
日本ロジスティクスファンド投資法人
執行役員 鈴木 靖 一

第15回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、本投資法人の第15回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本投資主総会に当日ご出席されず、議決権行使書面による議決権を行使される方は、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2025年4月23日（水曜日）午後5時までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人現行規約抜粋)

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意）又は第206条第1項（資産の運用に係る委託契約の解約）に係る議案の決議には適用しない。
3. 第1項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイトの「投資主総会」のページに「第15回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、本投資主総会につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト <https://8967.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（日本ロジスティクスファンド投資法人）又は証券コード（8967）を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2025年4月24日（木曜日）午後2時00分
（受付開始時刻：午後1時30分）
2. 場 所： 東京都千代田区神田神保町二丁目36番1号
ベルサール神保町アネックス（住友不動産千代田ファーストウイング1階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決 議 事 項
第1号議案： 規約一部変更の件
第2号議案： 執行役員1名選任の件
第3号議案： 補欠執行役員2名選任の件
第4号議案： 監督役員3名選任の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として、投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載しているインターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトとその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投信法第136条の改正に伴い、関連する規定を変更するものです（変更案第39条第1号関係）。
- (2) 本投資法人は、投資主還元の更なる強化のため、今後、本投資法人が不適切と判断する場合を除き、原則として每期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う方針とし、また、かかる方針の変更と併せて一時的な利益を超えた金銭の分配を行う場合及びその上限等についても変更し、加えて、本投資法人規約第39条第2号に基づく利益を超えた金銭の分配について、買換特例圧縮積立金、圧縮積立金その他の内部留保が存在する場合には、当該内部留保を全額取り崩す場合の他はこれを行わない旨を明確にするため、利益を超えた金銭の分配方針につき所要の変更を行うものです（変更案第39条第2号関係）。
- (3) 上記(2)の変更を踏まえ、運用報酬2の金額算出の基礎となる予定分配金総額の計算において、当該営業期間に係る利益を超えた金銭の分配として分配する予定の金額を加算するよう、運用報酬2の算出方法について所要の変更を行うものです（現行規約別紙1(2)、変更案別紙1(2)関係）。
- (4) 本投資法人は、2025年2月1日を効力発生日として、本投資法人の投資口を1口につき3口の割合をもって分割したことから、運用報酬2の上限料率を現行の0.0009%から0.0027%に変更し、これに伴い運用報酬2に係る調整条項について所要の変更を行うものです（現行規約別紙1(2)、変更案別紙1(2)関係）。
- (5) その他必要な字句の修正を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を、次のとおり変更しようとするものであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(<u>但し、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。</u>)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>第39条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。)の金額とする。</p> <p>② (記載省略)</p>	<p>第15条 (みなし賛成)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項(役員及び会計監査人の解任)、第140条(規約の変更)(<u>ただし、みなし賛成に関連する規定の策定又は改廃に限る。</u>)、第143条第3号(解散)、第205条第2項(資産の運用に係る委託契約の解約に対する同意)又は第206条第1項(資産の運用に係る委託契約の解約)に係る議案の決議には適用しない。</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>第39条 (金銭の分配の方針) 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>(1) 利益の分配</p> <p>① 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条に定める利益の金額は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される利益(貸借対照表上の純資産額から出資総額等<u>その他の投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含む。)</u>で定める各勘定科目に計上した額の合計額を控除して得た額をいう。)の金額とする。</p> <p>② (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、<u>又は本投資法人が適切と判断した場合、当該営業期間の減価償却額に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。また、分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</u></p> <p>(3)～(5) (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p>(1) 運用報酬1 (記載省略)</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合、<u>経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断した場合、又は本投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合、前号②で定める分配金額に、一般社団法人投資信託協会の諸規則に定める額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。なお、本投資法人は、原則として毎期継続的に利益を超える金銭の分配を行う方針とし、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。ただし、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、運用資産の状況並びに財務の状況等を踏まえ、本投資法人が不適切と判断した場合には利益を超える金銭の分配の全部又は一部を行わないことがある。</u> <u>本号に基づく利益を超えた金銭の分配については、本投資法人において買換特例圧縮積立金、圧縮積立金その他の内部留保が存在する場合には、当該内部留保を全額取り崩す場合の他は、これを行わない。</u></p> <p>(3)～(5) (現行のとおり)</p> <p style="text-align: right;">別紙1 資産運用会社に対する資産運用報酬</p> <p style="text-align: center;">(現行のとおり)</p> <p>(1) 運用報酬1 (現行のとおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 運用報酬 2 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間における本投資法人の「調整後利益」に「調整後DPU」を乗じた金額の<u>0.0009%</u>に相当する金額を上限とする。</p> <p>「調整後利益」とは、運用報酬 2 の対象となる営業期間における、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される、本投資法人の運用報酬 1 及び運用報酬 2、並びに控除対象外消費税を控除する前の税引前当期純利益をいう。</p> <p>「調整後DPU」とは、運用報酬 2 の対象となる営業期間に係る予定分配金総額を、当該営業期間の末日における発行済投資口総口数で除して得られる金額をいう。 なお、予定分配金総額とは、当該営業期間における「調整後利益」に、前営業期間以前に発生した分配可能な積立金、繰越損益のうち当該営業期間に係る分配金として分配する予定の金額を加算し、当該営業期間において積立金、繰越損益として当該営業期間に係る分配金として分配せず留保する予定の金額を控除した金額をいう。</p> <p>(発行済投資口の調整条項) ① (記載省略) ②本投資法人の投資口について、投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降の営業期間の末日における発行済投資口総口数の算出に当たっては、分割割合を乗じる調整をして算出するものとする。 ③ (記載省略) (3)～(4) (記載省略)</p>	<p>(2) 運用報酬 2 本投資法人の決算期毎に算定される当該営業期間における本投資法人の「調整後利益」に「調整後DPU」を乗じた金額の<u>0.0027%</u>に相当する金額を上限とする。</p> <p>「調整後利益」とは、運用報酬 2 の対象となる営業期間における、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される、本投資法人の運用報酬 1 及び運用報酬 2、並びに控除対象外消費税を控除する前の税引前当期純利益をいう。</p> <p>「調整後DPU」とは、運用報酬 2 の対象となる営業期間に係る予定分配金総額を、当該営業期間の末日における発行済投資口総口数で除して得られる金額をいう。 なお、予定分配金総額とは、当該営業期間における「調整後利益」に、前営業期間以前に発生した分配可能な積立金、繰越損益のうち当該営業期間に係る分配金として分配する予定の金額及び当該営業期間に係る利益を超えた金銭の分配として分配する予定の金額を加算し、当該営業期間において積立金、繰越損益として当該営業期間に係る分配金として分配せず留保する予定の金額を控除した金額をいう。</p> <p>(発行済投資口の調整条項) ① (現行のとおり) ②本投資法人の投資口について、<u>2025年2月1日</u>より後に投資口の分割が行われ、発行済投資口数が増加した場合には、当該投資口の分割の効力発生日以降の営業期間の末日における発行済投資口総口数の算出に当たっては、分割割合を乗じる調整をして算出するものとする。 ③ (現行のとおり) (3)～(4) (現行のとおり)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員鈴木 靖一から、任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、改めて執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2025年3月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

また、本議案においての執行役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2025年4月24日より2年間とします。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略 歴
すず き せい いち 鈴木 靖 一 (1975年9月17日)	2000年4月 三井物産株式会社
	2003年10月 Komatsu Australia Pty. Ltd. (出向)
	2004年11月 Mitsui Maquinarias Peru S.A. (出向)
	2008年6月 三井物産株式会社
	2008年7月 Road Machinery Mexico Co., S.A. de C.V. (出向) 副社長
	2010年2月 三井物産株式会社
	2016年10月 ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント株式会社 (出向)
	2020年1月 三井物産株式会社
	2020年4月 三井物産リアルティ・マネジメント株式会社 (出向) 取締役副社長
	2023年8月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 (出向) 代表取締役社長 (現在に至る)
	2023年10月 本投資法人 執行役員 (現在に至る)

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の代表取締役社長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、関口 亮太を第一順位、吉川 智司を第二順位とします。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人現行規約第19条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2025年3月12日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	せき ぐち りょう た 関 口 亮 太 (1975年6月2日)	1999年4月 野村證券株式会社 2001年10月 株式会社ヴィーナス・ファンド 2006年5月 テキサス大学オースティン校マコームズ・スクール・オブ・ビジネス 経営学修士課程修了 2006年7月 日興シティグループ証券株式会社 (現SMBC日興証券株式会社) 2010年12月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 財務企画部 2020年1月 同 財務企画部長 2022年4月 同 取締役 財務企画部長 兼 経理部長 兼 総務部長 2023年7月 同 取締役 経理部長 兼 総務部長 2023年8月 本投資法人 執行役員 2024年10月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社 取締役 総務部長 (現在に至る)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
2	きつ かわ さと し 吉 川 智 司 (1979年10月11日)	2006年1月 株式会社ダヴィンチ・アドバイザーズ（現株式 会社DAホールディングス） 2010年1月 東急リバブル株式会社 2012年8月 株式会社虎ノ門アセットマネジメント 2017年7月 グローバル・ロジスティック・プロパティーズ 株式会社（現日本GLP株式会社） GLPジャパン・アドバイザーズ株式会社（出 向） 2019年1月 同 投資運用部長 2020年7月 三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会 社 施設管理部 副部長 2021年2月 同 運用管理部長 2022年10月 同 取締役 投資運用部長 兼 運用管理部長 2023年2月 同 取締役 投資運用部長（現在に至る）

- ・2025年1月31日現在、上記補欠執行役員候補者関口 亮太は、本投資法人の投資口12口を所有しております。なお、本投資法人は2025年2月1日を効力発生日として投資口1口につき3口の割合での投資口の分割を行いました。
- ・上記補欠執行役員候補者吉川 智司は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記補欠執行役員候補者関口 亮太は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三井物産ロジスティクス・パートナーズ株式会社の取締役総務部長、吉川 智司は同社の取締役投資運用部長であります。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員3名選任の件

監督役員菊池 由美子から、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出があり、また、監督役員大山 剛、大井 素美及び鴨下 香苗の3名から、任期の調整のため、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案においての監督役員の任期は、本投資法人現行規約第19条第2項の定めにより、2025年4月24日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴
1	おお やま つよし 大山 剛 (1962年5月2日)	1985年4月 日本銀行 1994年5月 国際通貨基金(出向) 1997年5月 日本銀行 2008年9月 あらた監査法人 (現PwCJapan有限責任監査法人) 2010年5月 有限責任監査法人トーマツ 2019年3月 Promontory Financial Group 日本代表 2019年8月 日本アイ・ビー・エム株式会社 2021年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る) 2021年12月 株式会社RAF研究所 代表取締役 (現在に至る) 2023年1月 株式会社日経金融工学研究所 エグゼクティブ・アドバイザー(現在に至る)
2	おお い もと み 大井 素美 (1977年2月27日)	1999年4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 2002年6月 公認会計士登録 2006年5月 大井公認会計士事務所(現在に至る) 2008年6月 株式会社ルーキー 取締役(現在に至る) 2010年5月 株式会社セイムボート 取締役 2013年6月 株式会社シーボン 社外監査役 2020年4月 菱洋エレクトロ株式会社 社外監査役 2021年10月 本投資法人 監督役員(現在に至る) 2024年4月 リョーサン菱洋ホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員)(現在に至る)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴
3	かも した か なえ 鴨 下 香 苗 (1980年5月22日)	2013年12月 弁護士登録 2014年1月 R & G 横浜法律事務所 2016年9月 経済産業省任期付き公務員 2018年5月 R & G 横浜法律事務所 2021年1月 横浜二幸法律事務所 2021年8月 有限会社ワイ・イー・ピー 2022年2月 Utops法律事務所 (現在に至る) 2022年9月 一般社団法人Japan Innovation Network 監事 (現在に至る) 2022年10月 本投資法人 監督役員 (現在に至る) 2024年5月 NPO法人子ども支援センターつなぐ 理事 (現在に至る)

- ・上記各監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・監督役員候補者大山 剛、大井 素美、及び鴨下 香苗は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、本投資法人現行規約第15条第2項に定める議案については、「みなし賛成」の定めは適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

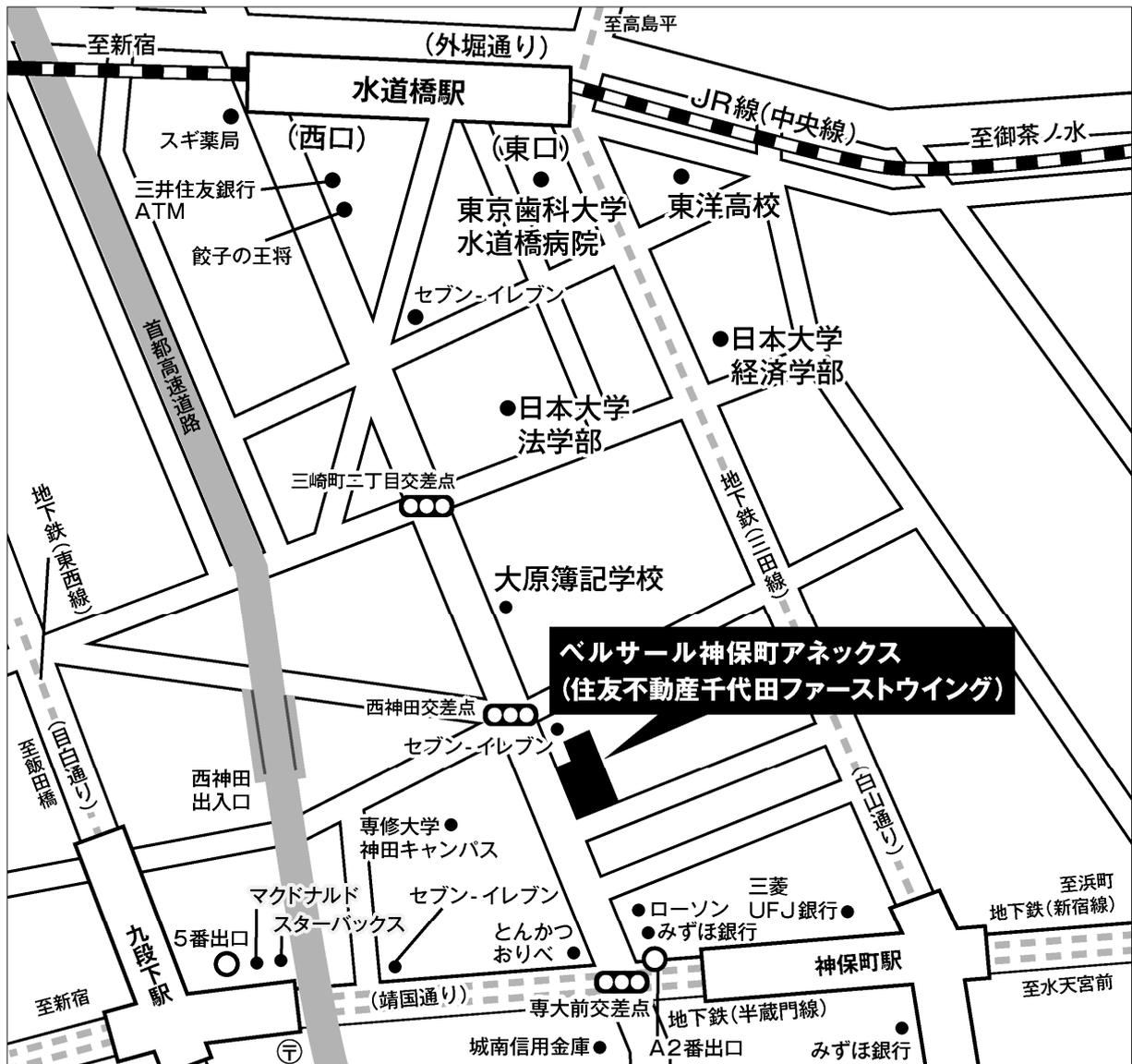
以 上

投資主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区神田神保町 2-36-1

ベルサール神保町アネックス (住友不動産千代田ファーストウイング 1階)

お問い合わせ先 050-3112-0915



【交通】

- 半蔵門線・新宿線・三田線「神保町駅」 A2番出口 徒歩2分
- 東西線・半蔵門線・新宿線「九段下駅」 5番出口 徒歩5分
- JR線「水道橋駅」 西口出口 徒歩8分
- 駐車場のご用意はいたしていませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。